

■現況届

手当などの制度上の年度は、毎年6月から翌年の5月までです。手当などの受給者は、6月に年度更新のための「現況届」を提出してください。(詳しくは、届出用紙と記入の説明書を送付しますので、参照してください)

現況届の提出で、新年度も継続して手当を受給できるかどうかの審査が可能になります。現況届を提出されない場合は、6月分以降の手当などを支給できません。

■各種届け出のお願い

手当などを受給されている方は、次の場合には、必ず届け出をしてください。必要な届け出は、事由発生日の翌日から数えて原則15日以内に行ってください。届け出がないと、手当などを受給できない月が発生したり、支給した手当などを返還していただくことがあります。

- ・ 受給者や児童が阿久比町から転出するとき
- ・ 受給者や児童の住所が変わったとき
- ・ 受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・ 振込指定口座を解約、変更するとき(受給者名義の金融機関にのみ変更可能)
- ・ 振込指定金融機関や支店が統廃合などにより変更になったとき
- ・ 新たに児童を養育することとなったとき、児童を養育しなくなったとき
- ・ 児童が児童福祉施設などに入所したとき、退所したとき
- ・ 未成年後見人に選任されたとき、解任されたとき
- ・ 公務員になったとき(派遣先から帰任したときを含む)、公務員でなくなったとき
- ・ 配偶者が公務員であり、配偶者の所属庁で児童手当を受給するとき
- ・ 児童の父母のうちで主たる生計維持者が変更となったとき
- ・ そのほか家庭状況に変更があったとき

■問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111(内1124)

子育て世帯への臨時特別給付金について

児童手当が給付される方を対象に、対象児童1人につき1万円支給されます。(受給者の所得が所得制限限度額を超過した場合、支給対象とはなりません)

青少年健全育成地区推進員の皆さんです(敬称略)

青少年健全育成地区推進員は、各地区から推薦された皆さんで、各地区の青少年を育てる会、子ども会などと連携し、地域における青少年の健全な育成に努めています。

推進員相互の連絡、情報交換や町との連携を図るため、連絡協議会を置いています。非行防止啓発活動や広報パトロール活動、環境美化運動などの町全体の事業にも熱意を持って取り組み、青少年の健全育成に理解を深めてもらえるように活動しています。

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度に予定している事業などを変更・延期・中止することがあります。

行政区	氏名	行政区	氏名
横 松	伊串 浩文	メイツ巽ヶ丘	堀内 美由紀
萩	新美 政明	坂 部	伊藤 博子
宮 津	新美 智彦	卯 之 山	花井 詩歩子
宮津山田	松井 信弘	阿久比団地	柳 実
宮津団地	遠藤 広志	草 木	都築 克俊
陽なたの丘	黒澤津 千晶	阿 久 比	山内 貴伸
板 山	山本 容子	椋 岡	松下 健二
福 住	春日井 由美子	矢 口	竹岡 太三
福住園高台	竹内 理雄	高 岡	竹内 幸治
白 沢	林 貴洋	植	瀧塚 敦司
白 沢 台	臼井 喜生	大 古 根	花井 敏典
高 根 台	花井 美佐子		

■問い合わせ先 社会教育課社会教育係 ☎(48) 1111(内1229)